◇**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第五〇号）

（金融庁）

一　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正関係

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における預金保険機構による借入金及び債券発行の限度額を四、〇〇〇億円とすることとした。（第五条関係）

二　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部改正関係

預金保険機構の被害回復分配金支払勘定における預金保険機構による借入金の限度額を三億九、〇〇〇万円とすることとした。（第一条関係）

三　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第五一号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第三二号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行期日は、平成二四年三月三一日とすることとした。

◇**労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第五二号）（厚生労働省）

1　労働安全衛生法の規定による免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額を引き下げることとした。（第六条関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第五三号）（環境省）

1　総量削減計画

㈠　法第七条第一項の窒素酸化物総量削減計画は、平成三三年三月までに二酸化窒素に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標量及び窒素酸化物総量削減計画の達成の期間を定めることとした。（第二条関係）

㈡　法第九条第一項の粒子状物質総量削減計画は、平成三三年三月までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成の期間を定めることとした。（第三条関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令**（政令第五四号）（厚生労働省）

一　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　社会福祉士及び介護福祉士試験の受験に係る手数料の額を改定することとした。

2　介護福祉士登録簿への登録に係る手数料の額を改定することとした。

二　精神保健福祉士法施行令の一部改正関係（第二条関係）

精神保健福祉士試験の受験に係る手数料の額を改定することとした。

三　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**健康保険法施行令等の一部を改正する政令**（政令第五五号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　国の非常勤職員等であって健康保険の被保険者である者が育児休業を取得した場合について、育児休業中の健康保険料の免除等の措置の対象とすることとした。

2　平成二三年四月以降の出産について支給される出産育児一時金等の額について、三九万円（一定の要件に該当する病院等における出産については四二万円）とすることとした。

3　七〇歳以上七五歳未満の被保険者等が療養を受けた場合の高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額の経過措置を一年間延長することとした。

二　船員保険法施行令等の一部改正関係（第二条、第三条、第五条及び附則第六条関係）

船員保険法施行令（昭和二八年政令第二四〇号）、私立学校教職員共済法施行令（昭和二八年政令第四二五号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）について、一の2及び3に準じた改正を行うこととした。

三　国民健康保険法施行令の一部改正関係（第四条関係）

国民健康保険法施行令（昭和三三年政令第三六二号）について、一の3に準じた改正を行うこととした。

四　介護保険法施行令の一部改正関係（第六条関係）

介護保険法施行令（平成一〇年政令第四一二号）について、一の3に準じて、高額医療合算介護サービス費等に関する事項について改正を行うこととした。

五　社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正関係（第七条関係）

社会保険診療報酬支払基金が健康保険の保険者から徴収する委託金の額の見直しを行うこととした。

六　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第五六号）（厚生労働省）

1　健康保険法等の一部を改正する法律（平成一八年法律第八三号）による改正前の老人保健法（昭和五七年法律第八〇号）の規定による医療等に要した費用に係る保険者の負担について、所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令**（政令第五七号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一四三とすることとした。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）

3　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の四六とすることとした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。